

議案第八十九号

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の期間

第十一条第四項中「要しなかつた期間」の下に「及び配偶者同行休業をした期間」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

職員の配偶者同行休業制度を導入することに伴い、職員の退職手当に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。